

令和6年度福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金

1 目的

本補助金は、東日本大震災及び原子力災害を契機に福島県内から他の都道府県に避難を継続している方（以下「県外避難者」という。）が、避難先で安心して暮らし、帰還や生活再建につながるよう、避難先の地域において法人又は団体（以下「NPO等民間団体」という。）が避難者の課題等を踏まえて実施する支援事業を対象に補助するものです。

2 内容

(1) 補助対象期間 交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

(2) 補助対象金額

・補助率 10/10

・補助額 1事業当たり350万円が上限。

※事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業については、加算することがあります。

(3) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託費、使用料、賃借料等

(4) 補助対象事業の内容

NPO等民間団体が県外避難者の課題等を踏まえて行う支援事業で、県外避難者が避難先で安心して暮らし、帰還や生活再建に資する以下のような事業。

ア 避難先での課題解決や孤立・孤独防止、日常生活を支えるための見守り訪問等

例：県外避難者への戸別訪問等

イ 避難先でのコミュニティ形成、県外避難者同士の情報交換、円滑な帰還や生活再建等を目的に行われる交流会等

例：県外避難先での交流会等

ウ 避難元とのコミュニティの維持、円滑な帰還、生活再建等を目的に福島県内で開催される交流会

例：県内避難元等での帰還者や地域住民との意見交換会等

エ 避難先での生活再建や帰還に係る支援情報の提供、説明会・相談会の開催

例：ADR説明会、福島県の農林水産物の安全・安心に関わる説明会等

《注意！》

- ・採択要件や応募書類等の確認事項がございます。必ず避難者支援課 HP から詳細を御確認ください。
- ・応募内容を精査のうえ、採択の可否について判断します。提出された事業のうち、一部事業のみ採択の場合もございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・なお、不正執行が確認された場合は、本補助金の交付決定の取り消しや返還等、法令等に準じた適切な対応を行います。

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-8318

e-mail hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

ウェブサイト

福島県 避難者支援課

検索

